

# 加賀市建設工事共同企業体取扱基準

平成17年10月 1 日

## 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 特定建設工事共同企業体（第3条―第8条）
- 第3章 経常共同企業体（第9条―第14条）
- 第4章 参加資格（第15条―第18条）
- 第5章 指名及び契約（第19条―第21条）
- 第6章 雑則（第22条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （趣旨）

第1条 この基準は、市が発注する建設工事（以下「工事」という。）の共同企業体の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

#### （共同企業体の区分）

第2条 共同企業体は、特定建設工事共同企業体と経常共同企業体に区分し、それぞれの性格、対象工事、構成、出資比率、代表者要件及び資格要件については、次章及び第3章に定めるところによる。

### 第2章 特定建設工事共同企業体

#### （性格）

第3条 特定建設工事共同企業体（以下「特定企業体」という。）は、大規模かつ技術的難度の高い工事の施行に際して、技術力等を結集することにより工事の安定的施行を確保するため、市が共同施行を必要と認める工事ごとに結成する共同企業体とする。

#### （対象工事）

第4条 特定企業体に発注することができる工事は、次に掲げる工事とする。

- （1） 設計金額がおおむね1億5,000万円以上の土木工事
- （2） 設計金額がおおむね1億5,000万円以上の建築工事
- （3） 設計金額がおおむね1億円以上の設備工事

2 前項の規定にかかわらず、工事の内容等に照らし、特定企業体による工事が効果的かつ円滑な施行を確保できると認める工事については、特定企業体に発注す

ることができるものとする。

(構成)

第5条 特定企業体は、2ないし3業者において自立結成するものとし、その資格要件はそれぞれの工事の発注の都度定めるものとする。ただし、工事の内容等により3ないし7業者以内とすることができるものとする。

(出資比率)

第6条 構成員の出資比率は、構成員数により最小限度基準を次のとおりとする。

- (1) 2構成員の場合 30パーセント以上
- (2) 3構成員の場合 20パーセント以上
- (3) 4構成員の場合 15パーセント以上
- (4) 5構成員以上の場合 10パーセント以上

(代表者の決定)

第7条 代表者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 構成員中最も大きな平均完成工事高を有する者であること。
- (2) 出資比率が、構成員中最も大きな者であること。

(出資要件)

第8条 すべての構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 市の競争参加資格名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (2) 対象工事の発注工種に対する業種について、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条の許可を有しての営業年数が3年以上であること。
- (3) 対象工事を構成する一部の工種を含む工事について元請として施工した実績があり、対象工事と同種の工事を施行した経験があること。
- (4) 対象工事を施行し得る監理技術者又は主任技術者で国家資格を有するものが存し、工事現場ごとに専任で配置し得ること。

### 第3章 経常共同企業体

(性格)

第9条 経常共同企業体（以下「経常企業体」という。）は、中小・中堅建設業者（資本の額又は出資の総額が20億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が1,500人以下の会社及び個人をいう。）が、継続的な協業関係を確保することにより

その経営力、施工力を強化する目的で結成する共同企業体とする。

(対象工事)

第10条 経常企業体に発注することができる工事は、当該企業体の同一業種であつて、第4条第1項各号に規定する工事金額によらないものとする。

(構成)

第11条 経常企業体は、次により自主結成するものとする。

- (1) 経常企業体の構成員は、2ないし3業者とする。
- (2) 経常企業体の構成員は、市の競争入札参加資格審査及び契約事務取扱要綱(以下「契事要綱」という。)で規定する格付が同一等級に属する者、直近等級に属する者又は直近2等級までに属する者で構成するものとする。
- (3) 1の構成員が同一業種において結成することができる経常企業体の数は1とする。
- (4) 2以上の業種を有する構成員が結成することができる経常企業体の数は2までとし、業種は重複しないものとする。

(出資比率)

第12条 構成員の出資比率は、第6条の規定を準用する。

(代表者の決定)

第13条 代表者は、構成員において自主的に決定されたものとする。

(資格要件)

第14条 すべての構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 市の資格者名簿に登載されている者であること。
- (2) 経常企業体の業種について、法第3条の許可を有しての営業年数が3年以上あること。
- (3) 経常企業体の業種について、原則として、市発注工事を元請として施工した実績を有すること。
- (4) 対象工事を施行し得る監理技術者又は主任技術者で国家資格を有するものが存し、工事現場ごとに専任で配置し得ること。

#### 第4章 参加資格

(特定企業体の資格審査申請書等)

第15条 市長は、工事を特定企業体に発注しようとするときは、あらかじめ資格要件を定め、市広報若しくは新聞又は掲示その他の方法により公告しなければならない

らない。

- 2 資格審査の申請をしようとする者は、前項の公告をした日から起算して7日以内に関係書類を添えて、建設工事共同企業体入札参加資格申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。
- 3 市長が特に認めたときは、第1項の規定にかかわらず公告を省略することができるものとする。この場合において、申請書の提出期限については、その都度定めるものとする。

（経常企業体の資格申請書等）

第16条 経常企業体を結成しようとする者は、毎年3月1日から3月10日までの期間内に関係書類を添えて、申請書を市長に提出しなければならない。

（入札参加資格審査）

第17条 市長は、前2条の申請があったときは、速やかに審査を行うものとする。

- 2 前項の審査により適格と判断された特定企業体は、市の資格者名簿に登載されたものとみなす。また、経常企業体にあつては、資格者名簿に登載されるものとする。

（資格の有効期間）

第18条 共同企業体（特定企業体及び経常企業体をいう。以下同じ。）の有効期間は、共同企業体の区分に応じ、次のとおりとする。

- (1) 特定企業体については、当該工事の完成後6箇月を経過するまで資格を有するものとする。ただし、当該工事を請け負うことができなかつたときは、当該工事の請負契約が締結された日をもって終了するものとする。
- (2) 経常企業体については、当該年度限りとする。ただし、当該工事が年度を超えて施行されるときは、当該工事に係る共同企業体として工事の完成まで資格を有するものとする。

- 2 共同企業体は、前項に定める資格の有効期間内は当該資格を取下げることができない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

## 第5章 指名及び契約

（指名）

第19条 共同企業体の指名は、共同企業体の区分に応じ、次のとおりとする。

- (1) 特定企業体については、契約担当課長が資格者名簿から推薦し、加賀市請負等業者選考委員会が適当と認めた特定企業体を指名する。

(2) 経常企業体については、単体企業の取扱いにより契事要綱の規定を適用し指名するものとする。

(3) 経常企業体の資格の有効期間内は、当該経常企業体の構成員は、指名しないものとする。ただし、第18条第1項第2号ただし書の規定が適用される期間については、この限りでない。

(契約方法)

第20条 対象工事を共同企業体に発注する場合は、競争入札の方法により行うものとする。ただし、既に施行中の対象工事に関連し、かつ、当該対象工事を施行中の共同企業体に新に発注する必要があると認める工事であって、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項に規定する随意契約（以下「随意契約」という。）によって発注することが適切な工事については、随意契約の方法により行うことができるものとする。

(行為の相手方)

第21条 共同企業体に対する行為は、すべて当該共同企業体の代表者を相手方とする。

## 第6章 雑則

(その他)

第22条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年5月1日から施行する。